

彩の国さいたま人づくり広域連合告示第25号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条の規定により準用することとされている同法第199条第14項の規定に基づき、彩の国さいたま人づくり広域連合長から監査の結果により措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

令和4年11月1日

彩の国さいたま人づくり広域連合監査委員 池田 一江

彩の国さいたま人づくり広域連合監査委員 田口 雄一

1 監査の結果「注意」とした事項

監査結果の 公表年月日	監 査 の 結 果	講 じ た 措 置
令和4年8 月24日	政策研究基金及び市町村事業推進基金の定期預金による運用において生じた利息収入が、これまで歳入に計上されていなかった。	監査の結果を事務局職員に周知するとともに、政策研究基金及び市町村事業推進基金の定期預金の運用方法について見直しを図り、当該利息収入及び各基金への積立てについて歳入歳出予算に計上するよう事務処理を改めた。